

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 30 年 4 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700229号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年7月1日から同年8月1日まで

私は、請求期間においてもA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたが、その記録がない。請求期間について、調査の上、年金額に反映するよう厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、A社において昭和51年10月1日に雇用保険の被保険者資格を取得し、請求期間の一部を含む昭和56年7月20日に離職していることが確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっている上、元共同代表取締役は、当時の資料等を保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。